

令和7年度

第5回東かがわ市農業委員会議事録

令和7年7月18日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月18日（金）午後1時35分から午後2時40分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（17名）

会長	1番	田村 照栄	10番	黒川 義明
職務代理	2番	砂川 哲也	11番	青木 大明
	3番	三谷 博計	12番	安部 哲弘
	4番	山本 一郎	13番	三井 和彦
	5番	田中 稔	14番	松井 委昭
	6番	笹井 慎也	15番	田中 卓臣
	7番	松枝 孝幸	16番	池田 正志
	8番	榎本 貴之	17番	松岡 由美
	9番	藤本 輝華		

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について
報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による変更許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可変更申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第8号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

8月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 宮川 美里 安部 俊貴
田中 亘

7. 会議の概要

事務局長	ご案内の時間より少し過ぎましたが、ただいまから令和7年度第5回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料でございますが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上に農地法第5条事業計画変更申請についての資料A4判2枚を配付させていただいております。こちらは議案審議の際に確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。それと、農政情報7月号をお配りしております。 それと、本日、笹井慎也委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ それでは議事のほうへ進みたいと思いますが、もうあと着座にて進めさせていただきます。 まず日程第1 署名委員の指名についてでございます。恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。では、本日の署名委員は、11番の青木大明委員、12番の安部哲弘委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告についてご説明いたします。議案書は1ページになります。今月は1件のご報告がございます。 申請番号1番、貸し手、 様、借り手、 、 様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は 、田1筆、合計面積は2,142平方メートルになります。令和3年7月から6年の期間で使用賃借権の設定をしておりましたが、耕作不便のため合意解約になります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。報告案件でございます。双方合意の上での書類提出となっております。 異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、報告第2号 使用賃借終了に係る農地返還通知について、4件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第2号 使用賃借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は2ページから3ページになります。今月は4件の報告

	がございます。 初めに、申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田5筆、合計面積は3,622平方メートルになります。令和7年3月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約になります。 次に、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田3筆、合計面積は3,484平方メートルになります。令和7年2月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、無償譲渡のため合意解約になります。こちらについては、議案第1号申請番号2番でもご説明させていただきます。 次に、申請番号3番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,513平方メートルになります。令和4年6月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者の申出に応じるため合意解約になります。 次に、申請番号4番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,084平方メートルになります。令和5年1月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者の申出に応じるため合意解約になります。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	報告第2号につきましても、事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、双方合意の上での書類提出となっております。 ご質問、ご異議等ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。報告第2号につきましても、異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、8件でございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか1筆の田、合計面積1,817平方メートル。農地取得後の作目はイチゴ。申請農地取得後の経営面積は4,235平方メートル、農作業歴は4年、通作距離は1.6キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか3筆の田、合計面積6,573平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各

1台、耕運機を2台所有しています。申請農地取得後の経営面積は14,662平方メートル、農作業歴は16年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は250日となっています。

続いて、申請番号3番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■ほか1筆の畑、合計面積574平方メートル。農地取得後の作目はミカン。申請農地取得後の経営面積は1,962平方メートル、農作業歴は60年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。

続いて申請番号4番ですが、こちらは申請番号3番と農地を交換する案件になるので、譲渡人と譲受人が逆というふうな表記になっております。

申請番号4番、譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、402平方メートル。農地取得後の作目は野菜。申請農地取得後の経営面積は1,334平方メートル、農作業歴は30年、通作距離は38キロメートル、農作業常時従事日数は150日となっています。

続いて、申請番号5番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■ほか1筆の畑、合計面積320平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は4,205平方メートル、農作業歴は12年、通作距離は300メートル、農作業常時従事日数は270日となっています。

続きまして、申請番号6番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の畑、589平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,989平方メートル、農作業歴は10年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。

続いて、申請番号7番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の畑、386平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、トラクター、耕運機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,848平方メートル、農作業歴は21年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は270日となっています。

続いて、申請番号8番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の田、3,170平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は15,150平方メートル、農作業歴は40年、通作距離は12キロメートル、農作業常時従事日数は

	170日となっています。 以上の8件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	議案第1号の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思ひます。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
山本委員	■■■■さんですが、84歳、昔、私も消防団でお世話になって、明るくて面白い人だったんですが、先月、脳梗塞で緊急搬送されまして入院しております。奥さんがおいでたんで聞きましたら、かなり危ないんやと、御飯も食べんのんやという状態であります。現地の田を見ましたところ、現況地、田とありますが、すごく立派なガラス温室が建ってます。そこらにあるパイプハウスとは比べ物にはなりません。試験場とか学校にある立派なガラス温室を思い浮かべてください。どんな台風が来てもびくともせんようないい温室です。聞きましたら、「これ、高かったやろう」言うたら、「数十年前に2,600万円かかった」と、そこでバラをしておりました。以前は最初はイチゴをして、バラの切り花をして、もう1つその奥に見える温室もあったんで、よく似た温室があるんで、「あの温室はどうなるんですか」いうたら「うちのや」と、「まだバラが植わっとる」みたいなんで聞いたら、「もううちの方にあげました」と言いました。跡継ぎの方がおいでん、娘さんもよそへ行っとるような状況でありました。「こんなええ温室ただでええんな」言うたら、「もう構わん」と。「何でな」言うたら、「解体するんに600万円要るんや」と。一時は持って帰ろうか思った人がおったけど、その金額聞いただけでやめたそうなんで、もうする人がおったらあげるわいうんで、こういう話になりました。譲り受けされる■■■■さんです、46歳、非常に若くてエネルギーで、かなりユニークな方です。お聞きしましたところ、前職は営業をやっとったと。4年前から■■■■の南のハウスで、パイプハウスですが、6,000万円かけてイチゴを作ってます。その人の立派なところが、JAに出荷してない、全て販路は自分で開拓してやっとなと。どんなところへ行っとんか聞きましたら、知り合いの居酒屋、喫茶店、ケーキ屋、それから郵便局にも置いとると。それから、電話があつたら直売で東かがわ市内だったら配達してますと。やっぱりおいしいイチゴを作るためにいろいろ研究しておりまして、現在のイチゴは大体養液栽培なんです、処方箋につきましては普及所の方と相談してJA用とはまた違う手法でやっとなとみたいです。市内であれば宅配するということなんで、また欲しい人があつたら電話番号を教えてあげます。そんなん、非常に意欲ある方に渡って良かったなと思っております。以上で

	す。
会長	ありがとうございました。申請番号1番につきまして、詳細な補足説明を頂きました。問題はないというご回答でございましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番でございますが、今、笹井委員がこちらのほうへ駆けつけておいでいただくようでございますので、笹井委員がおいでから2番を議題にさせていただきます。 2番を後からにいたしまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。すいません。3番と4番、関連がございますので、皆さん、一緒にご審議していただいても構いませんか。
	(異議なし)
会長	それじゃ、よろしくお願いいたします。
榎本委員	一応、聞いたところ、もうお互いが納得しての交換ということで、問題ないかと思っています。ご審議お願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号3番、4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご異議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号3番、4番共に異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
榎本委員	こちらが■■■さんと■■■さんに聞いたんですけど、お互いが話して問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号6番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
黒川委員	■■■さんが今、■■■のほうで移転されまして、あとの家、宅地を■■■さんが購入というか、譲り受けてまして、その付属する田んぼを今度、自宅の野菜作りをすると、自分の自宅でのそういう野菜作りをするということで、家の宅地の周りの田んぼを購入いうか、譲り受けたという話なんで、周りを荒らさないということで、申請は良好だと感じております。以上です。

会長	ありがとうございます。申請番号6番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号7番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
黒川委員	■さんが今度、JAの勤務先が変わりまして、前回もお話ししましたとおり、あと畑の面倒を見切れないということで、近くの■さんに譲り受けるという話で進んでいたやつの、前は2筆だったんですけど、今回また追加で1筆あるということで、■さん宅の周囲の田んぼの耕作農地でございます。問題はないと考えております。
会長	ありがとうございます。申請番号7番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご質問、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号7番につきましても、異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号8番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
青木委員	失礼します。北内委員とこの間行ってきましたんで、■さんという人はちょっと私知らんのですが、若いうちから■へ行かれとるみたいで、親父さんはよう知っとなんですけど、もうずっと■へ行かれとって親父さんが亡くなったんで、3反余りの田んぼを誰ぞ■の人でしてくれる人おらんかいねというて探し回りよったんですけど、ようやくこの度見つかったみたいで非常に喜んでおります。問題は1つもないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号8番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号8番につきましても、異議なしと認めさせていただきます。 それでは、笹井委員、到着したばかりなんです、申請番号2番を議題といたしますので、地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
笹井委員	遅れて申し訳ありません。こちらの件、両方のお二人にお会いしまして、■様はこちらお母様とお会いしまして、このご本人は息子さんなんです、もう農業はしたくないと、手放したいとずっと悩んでおりまして、誰か貰い

	手がないかと探していたところ、この■■■様が使わせてもらいますということで、この■■■様、弟様が結構精力的に田んぼのほうをしております、今現在拡大中ということで、農作業もきちんとされている方なので特に問題ないと思います。以上です。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、8件とも問題はないということで、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による変更許可申請について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。申請番号1番、議案書資料は1ページから5ページです。 申請人は■■■の■■■様、申請地は■■■の田、244平方メートルでございます。■■■の東約900メートルに位置する第2種農地で、転用の目的は営農型発電施設を設置した上でのシキミ栽培でございます。申請人は令和元年9月から営農型発電施設の設置を目的とする一時転用許可を受け、シイタケ栽培をしておりましたが、シイタケの原木を手に入れることが困難になり、一昨年よりシキミを栽培しております。今回で3回目の更新となります。引き続き、令和7年9月から令和10年の9月16日までの3年間の更新手続をするものでございます。排水については雨水は東側の農業用水路に排水、汚水の発生はありません。また敷地は当初の許可の段階で境界コンクリートを設置しておりますので、新たな土砂の流出や堆積等はありません。 以上の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることから、計画は適当であると思われます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
池田委員	それでは、この件につきましては、もう事務局のほうからおっしゃられたとおりでございます、3回目の申請として、今回は忘れずに期限間に合ったということでございます。シキビじゃなくシキミなので、いろいろ調べますと有毒性があるとかいうこともございましたが、前回も同じ質問したら、ないということなんで、これについては問題はないと考えております。
会長	ありがとうございます。議案第2号についての補足説明が終わりました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
三谷委員	異議はないけど、シキビとシキミとは違うんですか。

会長	その方の表現なんだろうと思います。
池田委員	全く違います。シキミとシキビは。
会長	ちょっとお分かりだったら説明していただいたらと思いますけど。
三谷委員	それが知りたい。異議はないけど、それが知りたい。
池田委員	それ、今回、もう3年前に調べたんで忘れたんですけど、シキビは皆さんご存じのように、お墓さんとかにやるんやけど、シキミというのは何か例えば有毒性があって、そんなにどんどん売れるものではないとは聞いたんですけども、前回も同じような質問をさせていただいたんですけども、現地を見ると、やっぱりシキビと同じように上へ伸びて、こないなとんですけど、それを切って販売するそうです。何に使うかはちょっと僕、分かりませんけども。また、横、道沿いにありますんで。
三谷委員	スイカにカラスが来るけん、それを置いとったらけえへんのか。分かりました。
会長	ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思いますが、議案第2号につきましてはご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただいて、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を行います。議案書の7ページをご覧ください。 申請番号1番、議案資料は6ページから9ページです。 土地の所有者は■■■■様になっておりますが、申請者、貸し人は■■様のお子様で高松市の■■■■様ほか2名、借り人は■■■■、■■■■様でございます。申請地は■■■■の田、498平方メートルのうち71平方メートルでございます。■■■■から南西約1.3キロメートルに位置する第2種農地で、使用貸借権の設定、一時転用の案件でございます。転用の目的は土砂採取施工に伴う進入路でございます。ため池工事に係る土砂採取のための工事作業の進入路ということでございます。一時転用期間は令和7年9月1日から10月31日までの2か月間の予定でございます。排水については、雨水は自然流下及び既存の水路へ放流し、汚水の発生はありません。また、盛土、切土はなく、現在の地盤のまま利用することと、土砂の流出や堆積等のおそれはありません。土地開発行為完了後の農地復元に係る契約書のほうも交わしております。 以上の申請については、被害防除計画も妥当であるほか、隣接農地関係者とも調整済みであり、土地改良区、地元水利組合等の同意も得られております

	ので、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第3号の説明が終わりましたので、補足説明をしてご審議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたします。 まず私の案件でございますので、補足説明をさせていただきます。 ■■■■さんのお宅へ推進委員と一緒に伺わせていただきまして、お話を伺うとともに現地も見させていただきました。近くに■■■■という集落があるんですが、その池を改修するために使う土砂の持出しということで、そこに入るための車が入る道路としてお願いされたので、兄弟でお話を伺って許可をしたということを■■■■さんのほうからお話を伺わせていただきました。続きまして、■■■■の■■■■さんのお宅にまた伺いいたしましてお話をお伺いいたしますと、短期間ではございますが、それぞれ今作っていらっしゃる農家の方々に迷惑をかけないように早めに工事を済ませたいということで、短期間の使用でちゃんと後は現地を元のとおりに戻しますということと、それから土砂を取ったところが少し奥のほうから潰れたりしたらいいかなので、そのところはちゃんと土留めをして、そういう災害にならないようにいたしますというお話をお伺いしてきましたので、原状に戻すということはもう間違いなくさせていただきますということでしたので、何ら問題はないかなと思っております。 それでは、これで報告を終わらせていただきますが、ご審議よろしくようお願いいたしますと思っておりますが、この案件につきましてご質問とかご異議等はございませんでしょうか。
三谷委員	異議はないんですけど、やっぱりこういうような法律に基づいて短期間やけど立派にやりよんやけど、やらん人もおるわけですか、中には。変な質問やけど、ごめんなさい。
会長	多分、今までのお仕事を見させていただいたら、■■■■さん、結構真面目にお仕事をしていただいとんで問題はないかなと思っております。私たちは信用しておりますので、そのところはまた事務局も絡めまして確認をさせていただきますながらいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、再度ではございますが、再度ご審議よろしくお願いいたします。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきまして、許可相当として進達してまいりたいと思っております。 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可変更申請について1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第4号 農地法第5条の事業計画変更について説明をいたします。議案書の8ページでございますが、先ほど机の上にお配りいたしました議案書8ページと土地利用計画図と、議案書資料は10ページから14ページをご覧ください

ださい。

申請番号1番、申請人は[REDACTED]、[REDACTED]様でございます。申請地は[REDACTED]、775平方メートルのうち550平方メートルを含みます計5筆、3,654平方メートルのうちの2,913平方メートルでございます。[REDACTED]から北西1.5キロメートルに位置する[REDACTED]沿いの第1種農地、権利移動は賃借権の設定でございますが、これは昨年の8月の農業委員会で既に一時転用の許可を頂いております案件で、今回、申請面積は変わらずに2,913平方メートルの敷地内で水槽が増設されるということでの事業計画変更の申請でございます。昨年度の許可でございますので、新しい委員もいらっしゃいますので、ここで経緯を説明させていただきます。

この辺りの[REDACTED]の[REDACTED]地域一体は、江戸時代から塩田として栄えており、全体で110筆以上、約13.6ヘクタールあります。基盤整備等、公費を投じての農地の改良をしているところではありませんが、10ヘクタール以上の団地化をしているところから第1種農地ということになります。申請地周辺も20年ほど前までは田として利用していたようでございますが、もともと塩田ということもあり、塩害で作付けがうまく行かず、最近では年に1度草刈りをする程度となっていたようであります。転用事業者の[REDACTED]は、本社が[REDACTED]の[REDACTED]にあり、8年ほど前から地下海水を利用した青海苔の陸上養殖を生産しており、3年前からは栽培が難しいと言われている海藻の種苗生産に30種類以上成功しております。既に[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]などで陸上生産施設養殖場があり、昨年、規模拡大の計画があり探していたところ、広い面積と、海が近く海水が汲み上げられるという利点からも、休耕田となっているこの農地を活用したいということで、管理にも困っていた所有者との話がまとまったということでもあります。

この申請地でも、海苔、青海苔などの海藻の陸上養殖を昨年の初年度はこの地図の①20メートルと②の70メートルの水槽2基を計画どおり設置し、試験的に始業いたしております。次年度には生産状況を汲みながら規模拡大していく計画となっておりますが、順調に進み、今年の2月には③の26メートルを増設しております。最近では百貨店やネット等で販売し、先日もテレビの情報番組でも紹介され、さらなる販路拡大を目指しております。この度、規模拡大のため、秋以降の養殖シーズンに入りますまでに、③の水槽を南側に移動させ、④の55メートル×14メートルを増設するものであります。排水については当初と変わりなく、汲み上げた海水は敷地にあふれることがないよう、専用の排水側溝と排水管などを埋設設置しておりますので、そちらに排水するような計画となっており、生活環境への影響もありません。

以上、被害防除計画も妥当であるほか、地元水利組合等の同意も得られております。よって、計画は適当であると思われれます。よろしくご審議くださ

	いますようお願いいたします。
会長	議案第4号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
田中委員	推進委員と昨日、 さん、その方にお伺いしました。今現在あるこの分で、1番、2番、3番、水槽の移動をさせて、そこへ新たに4番、55メートル×14メートル水槽を1基据えるということです。前に許可が下りているので、別に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。ただいま、地元委員のほうからも、前回許可済の案件でありまして、変更の手続ということで問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、本件28件84筆、95,406.23平方メートルについて、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてご説明させていただきます。議案書は9ページから22ページになります。 議案書22ページの集計欄をご覧ください。 貸借の申請について報告させていただきます。賃借権の転貸が2件、使用貸借権の転貸が26件、合計28件の84筆、合計面積95,406平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局のほうから、議案第5号の説明が終わりました。総合計、移転、貸借ともの合計件数でございましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。お認めを頂けますでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第5号につきましても、適当と認めて処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第6号 非農地証明願について、2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第6号 非農地証明願について説明いたします。議案書の23ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は15ページから17ページです。 申請人は の 様、申請地は の畑、109平方メートル。 から北東約200メートルに位置する農地で、農振農用地の第2種農地です。28年前に相続したときから管理できてお

	らず、農地として復旧することが困難となったものであります。 続きまして、申請番号2番、議案書資料は18ページから20ページです。 申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の畑、1,084平方メートル。奥の池から南約100メートルに位置する農地で、第2種農地です。20から30年間管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。 以上の2件の申請については、農地として復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第6号の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
青木委員	15日に北内委員と行ってきました。もう山になっておりました。以上です。よろしくをお願いします。
会長	申請番号1番につきましては、もう本当に山林になっていたようでございます。もう農地に返るあてがないということなんでしょうかね。問題はないかなと思っておりますが、皆様方にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
池田委員	2番についてですが、もう1番と同じで、現地はもう山というか、10センチから15センチぐらいの竹林の状況になっておりました。そしてこれは、申請人の■■■■さんについては、もう■■■■と隣集落の■■■■に家がありまして二重生活だとはおっしゃってましたが、子どももそこにいないので、もう財産の処分というのをいろいろ考えているのかなというニュアンスがありました。以上でございます。問題はございません。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第6号につきましては、異議なしということで、非農地として証明をいたしたいと思います。 続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月、1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取につ

	いてご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。 今月は新規1件になります。 東かがわ市■■■■の■■■■様で、目標営農類型は水稻、工芸農作物であるサトウキビ、青ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナスの露地野菜です。現在、既に水稻、サトウキビを栽培されておりますが、今後は専業農家として更に本格的に農業に従事される予定で、作付け面積を拡大するとともに、年間を通じて収入が得られるよう露地野菜を増やし、作業分散を図ります。5年後の主たる農業従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,160時間を目標としております。 なお、本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上での計画の作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第7号について、事務局の説明が終わりました。県、市共にご本人を踏まえて指導されたり、いろいろ見直しをされましての計画となっておりませんが、新規でございますので、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	皆さん、こんにちは。安部です。推進委員と先日、調査にまいりました。そして、■■■■さんは私の家の近くになるんですけど、その人も前向きな方で、これから百姓をずっとしていこうという考えの人で、サトウキビ畑も見てまいりましたが、この申請どおり間違いないということで報告いたします。
会長	ありがとうございます。本当に前向きにお仕事なさってるというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議とかご質問等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第7号につきましては、異議なしということで適当と認めて、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第8号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、7件ございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第8号 地域計画変更申出についての説明をいたします。議案書の25ページをご覧ください。 申請番号1番、申出地は■■■■、田、1,228平方メートルでございます。土地の所有者は■■■■の■■■■様、転用事業者は■■■■の■■■■■■■■■■、■■■■様であります。転用目的は露天駐車場で、■■■■■■■■■■の従業員の駐車場が不足しているため、現駐車場に隣接しているところに確保するものでございます。 次の申請番号2番、申出地は■■■■、田、225平方メートル

	でございます。土地の所有者は■■■■の■■■■様、転用事業者は■■■■の■■■■、■■■■様であります。転用目的は、こちらも従業員の社用車、来客用の駐車場の整備ということでございます。相続で取得した県外に住んでいらっしゃる所有者が、宅地、住宅も含め農地の処分に困っていたところ、すぐ北側にあります■■■■が駐車場用地を探していたため、この度、合意に至ったものということでございます。 申請番号3番、申出地は■■■■、田、727平方メートルでございます。所有者は■■■■の■■■■様、転用事業者は■■■■、■■■■様。■■■■は、申出地のすぐ北側で紙の製品の製造業を営んでおり、現敷地内に従業員駐車場は併設しておるものの、運搬車等の出入りもあり手狭であるため、敷地拡張が必要となったものがあります。隣接しているため利便性も良いということで、こちらのほうで転用したいということです。 申請番号4番、申出地は■■■■、田、19平方メートル、■■■■、田、52平方メートルでございます。こちらは申請番号3番の転用のための申出があった際に分かったもので、所有者は■■■■の■■■■様、転用事業者は■■■■の■■■■、■■■■様で、近隣の宅地の所有者でもあり、現在、既に会社の倉庫と駐車場用地に利用されておりますことから、今回、無断転用の是正をするものでございます。 申請番号5番、申出地は■■■■、田、498平方メートルのうち71平方メートルでございます。これは先ほど5条の一時転用で説明させていただいた案件ですので、説明を省略させていただきます。一時転用で転用期間は2か月、ため池工事のための土砂採取のための進入路ということで、元の農地に戻すという確約書も頂いております。 申請番号6番、申出地は■■■■、畑、292平方メートルでございます。所有者は同じく■■■■の■■■■様、転用事業者は息子さんの■■■■様でございます。息子さん家族は4人が実家の両親宅で同居をしておりますが、この度、隣接する申出地に住宅を新築するものでございます。 申請番号7番、申出地は■■■■、田、498平方メートルでございます。所有者は■■■■の■■■■様、転用事業者は■■■■の■■■■様でございます。転用事業者の■■■■様は、現在の借家が手狭なため、また申請地、申出地はここのご両親の居住する隣でもあり、近隣には友人、知人も多いことから環境が良いということで、申出地に新居を建築するものでございます。 以上、7件、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第8号の説明が終わりました。今、事務局のほうから詳しくご説明がございましたが、地域計画からの変更申出でございますので、ご審議いただきたいと思いますが、一括でもう行ってもよろしいでしょうか。
	(異議なし)

会長	一括でご審議させていただきたいと思いますが、ご異議等ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。地域計画から変更したらまた何か月か後に出てくるかなと思いますが、本日、議案第8号につきましては異議なしということで適当と認められたことを答申してまいりたいと思います。 どうぞ。
池田委員	案件の良し悪しいうんじゃないですけど、7番の■■■■さんの案件についてお話ししよう思うたんですけども、■■■さんのところへ5日連続で電話したんですけど、もう出られませんでした。それでもう仕方なく行政書士のほうへ電話したら、私どもが受けている案件でないのではありませんと言われまして、委任状が付いとんで、ここへ電話したら、しつこく聞いたら、その件については誰々さんにお任せしておりますということで……。
事務局	調査士の先生のことですね。
池田委員	そうそう。そちらからお伺いして、よくよく聞いたら、この■■■さんのご両親がおるいう話でしたけど、お話を聞いたら、私、知った人で、たまたま、そういうことなので、お願いというのはこの電話連絡するときに、もう出られる方の連絡先を付箋でも何でもいいので記載していただいたらと思うんですけども。お願いは、連絡できるところを、それは付箋でも何でもいいんで、携帯でつながらないので固定電話でかけても同じだったんですけども。それから、司法書士が別に委託しとんはええか悪いかは、僕その辺は分かりませんけども。
会長	取りあえず、また今後、転用のところでまたこの案件が出てくるとしますので、そのときにはまたお問合せをしていただきたいと思いますので、そのときには連絡のつくところを事務局のほうで選定していただいて。
池田委員	この件についてはもう分かりましたんで、もう■■■さんのご両親、■■■さんのほうへ次は何おうかと思ってますけども、今後出てくる案件で連絡がつくようなところを連絡先で記載しとっていただいたらなというお願いでございます。
事務局	この地域計画の変更というのが、やっぱり所有者の方がここを転用してもいいですとか、したいですというので申出となっていますので、多分ご高齢の方なので電話にも出られなかったのかなというふうに思いますけれども、その先生が何も知らないというのは、ちょっと……。土地家屋調査士の先生にお任せしとった、ここの申請の最初はそういうことで図面引いているのは多分、土地家屋調査士の先生かなというふうには思うんですけども…。
池田委員	多分、最初、違う人をお願いしとって、その人が亡くなったんで、多分同級生ですけど、亡くなったんで、また別をお願いしたんかなと、それからかなと思うんですけど、それはもう私の範疇でないんで、要はほかの案件でも

	連絡がつくようなところをできるだけお願いしたいという趣旨でございます。
会長	事務局のほうで、またよろしく願いいたします。
事務局	以後気をつけます。
会長	それでは、日程第2のほうは皆様方のご協力を得まして、全議案、通過させていただきました。 続きまして、日程第3、その他、8月の農業委員会について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	来月8月の農業委員会については、8月20日水曜日13時30分から、こちらの会場で3階大会議室で行います。
事務局	引き続き、大体、審議が1時間前後なので、2時半頃から農地のパトロール、年1回の利用状況調査の研修会をさせていただく予定にしております。こちらの研修会は大体1時間から1時間半程度を見込んでおりますので、最初にまずその農地の調査はどういうものかということのご説明と、その後、今、皆さんがお持ちとは別のタブレットで、タブレットに調査結果を入れていただくような形で調査をしていくようになります。もうそのまま委員を続けていらっしゃる方はご存じの方もおられると思うんですが、新しい方については推進委員についても全員にはご案内を出させていただきますので、初めての方はぜひ研修のほうにご参加いただければと思います。もう分かるよという委員については、できればご参加いただきたいんですけども、システムの使い方については基本的には同じものを使うようになりますので、最初のその研修といいますか、農地パトロールのご説明等を聞いていただいて、ご都合でちょっと退席という形で結構ですので、そこらはできればご参加くださいということで皆さんにご案内はさせていただくんですけども、皆様の作業の都合等もあると思いますので、ご都合に合わせていただければと思います。会場のほうは、こちらちょっときゅっとなるんですけども、移動なしでこちらの会場でさせていただこうと思っておりますので、ご参加、どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。
事務局	ちょっと補足で、推進委員のほうには、農業委員会が大体1時間ぐらいで終わるだろうなという14時30分ぐらいに案内をしますので、そこで農業委員と合流してもらうという形で研修を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	今、事務局のほうから、8月の農業委員会につきましては8月20日水曜日13時30分から本会場にて行うということで、その後、農地パトロールの研修会を推進委員とともに受けていただくという日程でございます。事務局のほうから、できるだけご参集願いますということがありましたが、私のほうからはもう慣れていらっしゃる方も推進委員とともに、大変時期的にお忙しい時期かなと思いますが、研修を受けていただきますようお願いをいたしました。

	いと思いますので、よろしくお願いいたします。 ほかに事務局のほうからございませんか。
事務局	タブレットのほうにも案内を送らせていただいたんですけども、8月8日金曜日にアイレックスでありますさぬきの米・麦づくり推進大会の参加について、事務局のほうで取りまとめをしておりますので、参加希望の方はお知らせいただきたいと思います。これは、ちょっと車のほうが出ないので各自で行っていただくことになるんですけども、研修会のほうがありますので、ぜひご参加いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局のほうからお米についての政策の研修会があるということで、参加者を募っているようでございます。自分で行っていただくようにはなりますが、できるだけ多くの方、農業委員会のほうにもご案内が来ますので、出席できる方、事務局のほうへおつなぎいただきたらと思います。よろしくお願いいたします。 ほかにございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、委員のほうから何かご質問等はございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ご質問等もないようでございますので、本委員会を終了させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、閉会につきましては職務代理のほうからよろしくお願いいたします。
会長職務 代理者	～会長職務代理者あいさつ～